

議案第64号

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 14 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

教育長の給料の月額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第21号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条中「78万2,000円」を「81万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長に限る。）に係る給料の額については、なお従前の例による。